

男女共同参画推進本部 ニュース

No.17 2006.6.15



猪口大臣とオベイドUNFPA事務局長対談

Contents

- P.1** ● 男女共同参画会議（第23回）の開催
● 国連人口基金（UNFPA）事務局長トラヤ・オベイド氏と猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣の対談
- P.2** ● 平成18年版男女共同参画白書について
● 「男女間における暴力に関する調査」について
- P.3** ● 国の審議会等委員への女性の参画の拡大についての新たな目標設定
● 「第50回国連婦人の地位委員会等について聞く会」を開催
- P.3** ● 平成18年度「男女共同参画週間」の実施
- P.4** ● INFORMATION
● 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議
● 農山漁村の男女共同参画に関する対談について
● 国立女性教育会館研究ジャーナル第11号論文募集
● 国立女性教育会館（ヌエック）実施事業のお知らせ
● 人身取引対策ポスターを作成

国内本部機構の活動状況

男女共同参画会議（第23回）の開催

第23回男女共同参画会議が、平成18年5月29日に開催されました。

始めに、猪口男女共同参画担当大臣から、「大臣による男女共同参画研修会の実施」等について報告がありました。

続いて、少子化と男女共同参画に関する専門調査会の岩男会長代理より、「少子化と男女共同参画に関する提案」について報告があり、子育て世代に限らず、全ての人を対象とした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直し」について、意見交換が行われました。こ



写真提供：内閣広報室

の中で、猪口大臣は、働き方の見直しを広く進めることは、男女共同参画を推進すると同時に、少子化対策にも資するものであるとして、関係省庁に協力を求めました。

最後に、小泉総理から、女性が希望に応じて、継続就業や再チャレンジができるよう、一層の取組を進める必要があるとの挨拶がありました。また、議長のアベ官房長官から、多様な生き方・働き方ができる社会を求める意識が高まっており、各閣僚においては、本会議における議論を踏まえ、具体的方策を検討していただきたい旨の発言がありました。

会議の資料等は、内閣府男女共同参画局のホームページからご覧いただけます。

国連人口基金（UNFPA）事務局長トラヤ・オベイド氏と猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣の対談

平成18年5月11日、UNFPA事務局長トラヤ・オベイド氏と猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣が対談を行いました。

オベイド事務局長からは、UNFPAが実施している2つの大きな取組（人口・健康調査のための政府への技術支援、リプロダクティブ・ヘルスの促進）の紹介がありました。

猪口大臣からは、日本における男女共同参画の進

捗状況や出生率の低下等取り組むべき課題について説明しました。特に、働く女性の約7割が出産を理由に仕事を辞め、その中の多くが仕事に復帰できないことが日本の少子化の原因となっており、女性の仕事と育児の両立、男性の育児参加が可能な社会システム作りに取り組んでいることが述べられました。

オベイド事務局長からも、開発途上国では、妊産婦が厳しい労働に携わり、出産後もすぐに労働に復帰しなければならない環境にあり、何れの場合も、育児休暇、社会保障制度や健康保険などの社会システム構築が必要であることが強調されました。

このほか、自然災害時における女性への特別なケア、ODA（政府開発援助）におけるジェンダー問題等について活発な意見交換が行われました。

平成18年版男女共同参画白書について

平成18年6月9日、政府は「男女共同参画白書」（「平成17年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成18年度男女共同参画社会の形成の促進施策」）を国会に提出し、公表しました。

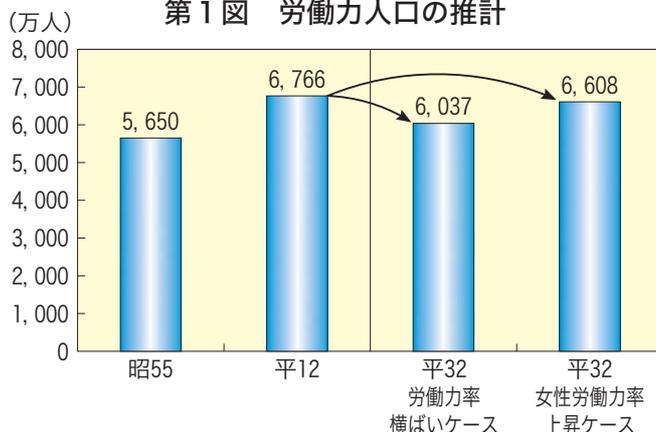
平成18年版白書では、特集として、「女性が再チャレンジしやすい社会へ」をテーマとして取り上げ、子育て期の女性の労働の現状と、子育て等によりいったん退職した女性の再就職・起業等の現状について分析するとともに、女性の再チャレンジに求められる支援策について記述しています。白書の全文は、内閣府男女共同参画局ホームページ（<http://www.gender.go.jp/>）に掲載しています。

※白書特集より

日本の労働力人口は減少が始まっていますが、女性の労働市場参加が進むと仮定して計算すると、労働力人口の減少をかなりの部分緩和することができる（第1図）。また、出産を機に離職する女性は多く、第1子の出生1年前に有職であった母親で出生1年半後まで一貫して継続就業している割合は23%となっています（第2図）。結婚・出産などがあっても就業を継続しやすい環境を整えると同時に、子育て等によりいったん退職した女性が再チャレンジしやすい社会づくりを進めていくことも重要です。

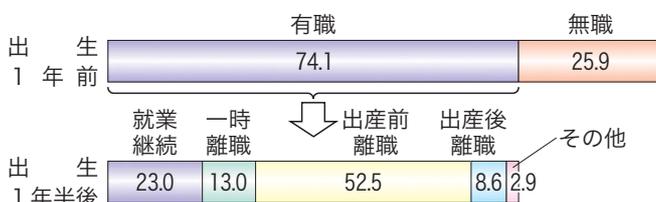
政府は平成17年12月に「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定し、女性の再就職・起業等の総合的支援を始めていますが、今後更に、①子育て期の女性の利用しやすさに配慮した支援、②再チャレンジに必要な子育て支援の充実、③企業における再就職女性が活躍しやすい取組の促進といった課題に取り組む必要があります。

第1図 労働力人口の推計



- (備考) 1. 平成12年までは総務省「労働力調査」、平成32年（労働力率横ばいケース）は厚生労働省推計（平成17年7月）より作成。
2. 平成32年（女性労働力率上昇ケース）は、年齢階級別の男女の労働力率の差が半分となったと仮定して内閣府男女共同参画局において推計。

第2図 第1子出生1年半後の就業パターン



- (備考) 1. 厚生労働省「出生前後の就業変化に関する統計（人口動態統計特殊報告）」（平成15年度）より作成。
2. 就業パターンの分類の定義は以下のとおり。
就業継続：出生前後を通じて一貫して有職の者
一時離職：出生前に有職であったが、出生を機に一時的に離職し、1年半後には有職の者
出産前離職：出生前に有職であったが、出生時には無職となり、出生後も無職のままの者
出産後離職：出生前、出生時には有職であったが、出生後のいずれかの時点で無職となった者

「男女間における暴力に関する調査」について

内閣府男女共同参画局は、平成17年11月から12月にかけて、全国20歳以上の男女4,500人を対象に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、平成18年4月に結果を公表しました。

調査によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から、「身体に対する暴行を受けた」人は女性26.7%、男性13.8%、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」人は女性16.1%、男性8.1%、「いやがっているのに性的な行為を強要された」人は女性15.2%、男性3.4%で、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性では10.6%、男性では2.6%でした。

10歳代から20歳代のときの交際相手（後に配偶者となった相手以外）から、「身体に対する暴行を受けた」人は女性8.7%、男性2.9%、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」人は女性7.2%、男性3.1%、「いやがっているのに性的な行

為を強要された」人は女性6.2%、男性1.2%で、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが「あった」という人は女性では13.5%、男性では5.2%でした。

これまでに異性から無理やりに性交された経験を女性に聞いたところ、「1回あった」という人が4.0%、「2回以上あった」人が3.2%で、被害経験のある人は7.2%でした。加害者との面識の有無を聞いたところ、3人に2人は「よく知っている人」(66.7%)と答え、「顔見知り程度の人」(19.3%)を合わせると、『面識があった』人は9割近くとなります。被害にあった時期としては、約8割が20歳代までに、4割強が19歳までに被害を受けており、中学生以下の低年齢で被害を受けている人も2割程度いました。

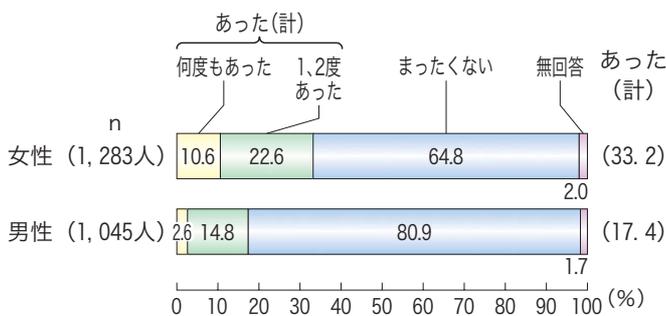
今回の調査から、男女間における暴力について、依然として被害が潜在しているなど、深刻な実態が改めて浮き彫りとなりました。

報告書及び報告書概要版については、内閣府男女共同参画局ホームページからご覧いただけます。

<http://www.gender.go.jp/dv/research-index.html>

図 配偶者からの被害経験

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



国の審議会等委員への女性の参画の拡大についての新たな目標設定

国の審議会等における女性委員の割合については、平成17年9月末現在で30.9%となり、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部で決定された目標である「30%」を達成しました。このため、今後の新たな目標について検討が進められてきましたが、平成18年4月4日、男女共同参画推進本部において、新たな目標が決定されました。

その内容は、審議会等の委員については、平成32年までに、政府全体として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努め、また、当面、平成22年度末までに、女性委員の割合が少なくとも33.3%となるよう努めるというものです。専門委員等についても、

平成32年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となるよう努め、また、当面、平成22年度末までに20%となるよう努めるという数値目標を今回初めて設けました。

そして、これらの目標を達成するために、女性の参画が少ない分野の人材育成に積極的に取り組むこと、公募等を活用し、幅広い人材登用に努めること、内閣府においては、各府省と連携を図りながら適切なフォローアップを行うことなども推進本部決定には盛り込んでいます。

「第50回国連婦人の地位委員会等について聞く会」を開催

男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）は、平成18年5月19日、内閣府地下講堂において標記会合を開催し、国会議員、地方公共団体、民間団体、マスコミ関係者、一般申込者など約100人が出席しました。

会合では、平成18年2月27日から3月10日までニューヨーク国連本部において開催された第50回国連婦人の地位委員会について、日本政府代表団の目黒依子代表、房野桂顧問から報告がありました。また、男女共同参画に関する最近の動きとして、国の審議会等における女性委員の登用の促進について、男女間における暴力に関する調査報告書について内閣府男女共同参画局から説明があり、それぞれの報告等の終了後に、出席者との質疑応答が行われました。

平成18年度「男女共同参画週間」の実施

男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）にちなみ、毎年6月23日から29日まで「男女共同参画週間」を実施しています。



内閣府男女共同参画局では、この週間の趣旨を伝える標語を募集し、応募総数1,768点の中から、審査の結果、次の2作品を選びました。最優秀賞に選ばれた標語は、国や地方公共団体において、ポスター等週間の広報に活用されます。

- 最優秀賞（標語）
「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」
（岐阜県 後藤 順）
- 優秀賞
「子を育て 未来も育てる 共同参画」
（福島県 山ノ内 ワグリ）
（敬称略）

男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

日 時：平成18年6月26日(月)

場 所：東京厚生年金会館（大ホール）

内 容：

テーマ「あらゆる分野における女性の参画促進」

●男女共同参画社会づくり功労者表彰受賞者紹介

●女性のチャレンジ賞等受賞者紹介

●「男女共同参画週間」標語受賞者紹介

●基調講演：猪口邦子氏（内閣府特命担当大臣
（少子化・男女共同参画））

●シンポジウム：

テーマ「あらゆる分野における女性の参画促進」

コーディネーター 篠塚英子氏（お茶の水女子大学文教育学部教授）

パネリスト 鹿嶋 敬氏（実践女子大学人間社会学部教授）

坂本純子氏（特定非営利活動法人新座
子育てネットワーク代表理事）

佐藤博樹氏（東京大学社会科学研究所教授）

藤田敏子氏（株式会社クック・チャム
代表取締役社長）

問い合わせ先

内閣府男女共同参画局総務課 全国会議参加申込係
TEL：03-5253-2111（内線83751）

内閣府男女共同参画ホームページ：<http://www.gender.go.jp/>

農山漁村の男女共同参画に関する対談について

農山漁村における男女共同参画をテーマとして、三浦一水農林水産副大臣（農林水産省男女共同参画推進本部長）と大蔵浜恵JA全国女性協議会会長が対談を行いました。詳細については、広報誌「AFF6月号」（有料）に掲載していますので、そちらをご覧ください。

問い合わせ先：財団法人 農林統計協会

TEL：03-3492-2990（代表）

HP：<http://www.aafs.or.jp/>

国立女性教育会館研究ジャーナル第11号論文募集

本誌は1997年創刊以来、男女共同参画に関わる研究と実践をつなぐ雑誌を目指して刊行してきました。自由論題で論文・実践事例研究・研究ノートを募集しますので、研究や活動の成果発表にご活用ください。

締め切り：平成18年11月6日(月) 17時必着

問い合わせ先：国立女性教育会館研究ジャーナル担当
TEL：0493-62-6711（代表）

詳細はホームページ参照 <http://www.nwec.jp/>

国立女性教育会館(ヌエック)実施事業のお知らせ

(1) 女性のキャリア形成支援推進研修

【期 日】平成18年7月12日(水)～7月14日(金)の2泊3日。

【対象者】全国の女性関連施設等職員、団体・グループ・NPO等リーダー、大学・短大等において就職・進路指導に携わる教職員100名。

(2) 女子高校生夏の学校

～科学・技術者のたまごたちへ～

【期 日】平成18年8月17日(木)～8月19日(土)の2泊3日。

【対象者】科学技術の分野に興味・関心のある女子高校生と付き添いの教員100名。

(3) 男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム

【期 日】平成18年8月25日(金)～8月27日(日)の2泊3日。

【参加者】男女共同参画に関する研究者や女性関連施設等の行政関係者、女性団体・グループ等のリーダー600名。

問い合わせ先：国立女性教育会館事業課

TEL：0493-62-6711（代表）

ホームページ：<http://www.nwec.jp/>

人身取引対策ポスターを作成

内閣府は、関係省庁（内閣官房、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省）と連携・協力して、人身取引対策のポスターを作成しました。

外国人女性等を連れてきて売春や労働を強要するといった人身取引は、重大な人権侵害であり、国際的な組織犯罪です。我が国は人身取引の被害者である外国人女性等の受入国となっており、被害者は、私たちのそばにいるかもしれないのです。

女性の尊厳を守るため、政府は、「人身取引対策行動計画」（平成16年12月策定）に基づき、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、人身取引の防止、撲滅と被害者保護を含む包括的・総合的な対策を講じています。人身取引の防止と被害者保護に向け、わたしたち一人ひとりの行動が必要です。



編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>